

件名

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件の一部  
を改正する件

○金融庁告示第 号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条第一項に規定する指定法人を指定する件（平成十九年金融庁告示第八十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>6 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条          第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする          学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第          三条に規定する学校法人又は同法第百五十二条第五項に規定する法          人をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に          規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする          学校法人等</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>6 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条          第二号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとする          学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第          三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人          をいう。以下この項において同じ。）又は同令第一条の三の四に規          定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学          校法人等</p>